

令和4年度(2022年度)

北広島市子どもの権利救済委員会 活動報告

1. 活動の目的

子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。また、より相談しやすくなるよう巡回子どもの権利相談を行うものである。

2. 運営体制

救済委員 3名(公認心理士/臨床心理士・弁護士・児童福祉事業経験者)

相談員 1名

事務局(兼務) 3名(子育て支援部子ども家庭課長 1、主査 1、主事 1)

3. 活動実績

項目	開催日時	内容
相談活動	通 年	・受案件数、相談内容等、詳細については別途記載。
救済委員会	原則、毎月1回 (4月21日 6月28日 7月25日 8月24日 9月29日 11月29日 12月23日 1月30日 3月24日)	・相談ケースについての報告。委員の方から、対応や支援方法等について助言。 ・今年度は9回開催。 ・5、10、2月は相談件数が少なく開催中止。
札幌市子ども未来局視察	5月20日	・札幌市における子どもの権利の周知活動と2年前に行われた10周年事業及びコンテストについて研修。アシストセンターの見学。(4名)
学校訪問 リーフレットの配布	5月25日 5月27日 5月30日	・市内全小中学校15校と共栄分校を訪問。(3名) ・子どもの権利相談窓口の案内と広報啓発を兼ねて、各学校の新1年生とその保護者にリーフレットの配布を依頼。 ・コロナ禍における子どもたちの様子の聞き取り。 ・10周年記念に企画した川柳コンテストの応募と子どもの権利パネル展示の協力依頼。 ・学校だより等に活用できるサンプルデータの送付について案内。

項 目	開催日時	内 容
緑陽中 子ども会議見学	5月30日	・今年度第1回緑陽中学校子ども会議を職員3名で見学。内容：緑陽祭(学校祭)の開催内容について意見交換。
教育委員会だより 「つなぐ」	6月1日	・教育委員会だより「つなぐ」(6/1発行)への記事掲載による普及啓発。 ・掲載内容：条例誕生から10周年までの歴史とイベント情報を掲載。
人権教室見学	6月23日	・大曲東小学校にて5年生対象の人権教室を見学。(3名)
出張子どもの権利研修会	7月7日	・市内小中学校の校長会にて「子どもの権利条例」についての研修を担当(記内主査)。
子どもの権利ニュース (第8号・第9号)発行	9月15日 3月15日	・市内小中学校全児童生徒、公共施設等に配布。 ・第8号：子どもの権利10周年記念特別号として4ページに拡大して発行。救済委員へのインタビューや新ロゴマークのお披露目などを掲載。 ・第9号：10周年記念事業の振り返りと「子ども会議2023」の報告。
子どもの権利推進委員会	10月17日	・第1回：10周年記念事業川柳・フォトコンテストの最終審査を行う。
子どもの権利月間	11月中	・市内小中高の全児童生徒に「子どもの権利カード」(新ロゴマーク入り)を配布。 ・「子どもの権利おめでとうパネル展」の実施。コンテストの入賞作品を展示。 市民ギャラリー(11/14~21) エルフィンパーク(11/24~30)
人権教室見学	11月17日	・広葉中学校にて全校生徒向けの人権教室(デートDVについて)を見学(2名)。
きたひろ子育て ネットワーク交流会	11月24日	・子育て支援ワーカーズほっとまむ主催。 ・北広島市独自の「巡回子どもの権利相談」について活動紹介(武部相談員)。
子ども会議2023	R5年1月12日	・「子どもたちの視点でフードロスを考えよう！」をテーマに対面式で開催。 ・市内小中高生10名が参加。 ・フードロスをなくすためのアイデアを市長と教育長の前で発表、提案した。

項目	開催日時	内容
アンビシャス・フォーラム	R5年3月4日	・教育委員会主催のフォーラムで子どもの権利について講演(記内主査)。市内中学生12名参加。
北海道子どもの虐待防止フォーラム	R5年3月5日	・北海道子どもの虐待防止協会主催のフォーラムで、北広島市の「巡回子供の権利相談」の取り組みについて報告後、意見交換(武部相談員)。オンライン形式で道内各地より約90名参加。

4. 相談活動

(1) 相談体制：子どもの権利相談員1名

ア 通常相談

相談場所：北広島市役所2F子ども家庭課

電話相談(相談専用電話1本)および面接相談

実施日時：月～金 9:30～16:00

相談実績 電話相談：4件 面接相談(来庁)：1件

メール相談：子どもの権利相談専用、相談フォーム(北広島市子育てサイト)

24時間受付

相談実績 6件

イ 巡回子どもの権利相談

相談はいずれも面談

相談場所：市内各児童センター(輪厚・団地・大曲)

毎月2カ所、土・日・祝日のいずれかで10:00～16:30に巡回

実施日については広報・HPに掲載

実施回数 25回 相談実績 14件

相談場所：地域子育て支援センター(あいあい・ぶらんこ・どんぐり)

各センターに月1回、平日の10:30～12:00に巡回

実施回数 31回 相談実績 10件

相談場所：出張型ひろば(西の里会館・南ヶ丘会館・中央公民館)

月1回、平日の10:00～12:00に3会場を順に巡回

実施回数 12回 相談実績 5件

相談方法

(2) 相談活動内容

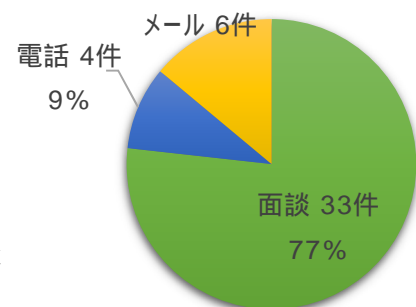
ア 令和4年度相談受理件数 43件

(救済の申立て0件)

イ 相談方法

相談方法の内訳は、面談が33件(うち来所面談

1件)、電話が4件、メール相談6件だった。



■面談 ■電話 ■メール ■その他

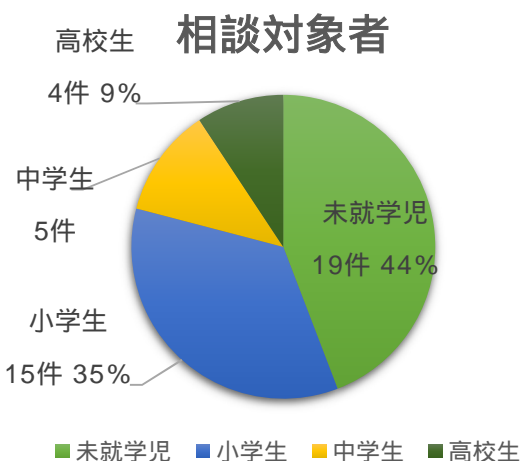
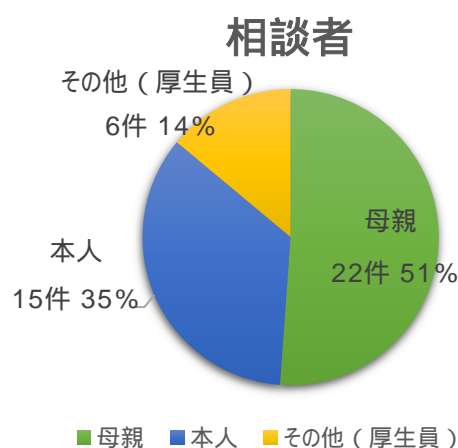
- ・今年度は昨年なかったメール相談が増加。相談内容が複雑な案件については、直接対応をしたいと思い返信してみたが、電話等にはつながらなかった。相談メールが一度きりで途絶えてしまわないように、メールの返信の仕方にも課題が残った。
- ・面談が全体の約7割以上を占めているのは、巡回子どもの権利相談による。相談員が児童センター等に出向き、子どもや保護者から直接、悩みや心配事等を聞き取る、北広島市独自の取組なので今後も継続したい。
- ・令和3年度から始めた未就学年齢(0～5歳)の子どもの権利に着目した巡回相談は、徐々に軌道にのり、顔見知りの保護者が増えてすぐに相談につながるケースも出てきた。初対面の保護者でも、相談員が定期的に来ていることを知って、あらかじめ相談日を調べて来られる方もいて、巡回子供の権利相談が少しずつ認知されてきていると思われる。保護者の気持ちに寄り添い、傾聴することにより、先の見えない子育ての負担を少しずつ軽減することができ、結果として幼い子どもの権利を守ることに繋がると考えている。

ウ 相談者の内訳

相談者は、母親が22件と最も多く、続いて本人15件、その他(厚生員)6件となっている。

子育て支援センターや出張型ひろばへの巡回相談の回数が増えたことと、コロナで利用を控えていた保護者が再び利用を始めたことで母親からの相談件数が増えている。

子ども本人からの相談も増加。コロナ禍で出会いの機会が減少していたが、最近は児童センターにも子どもが戻ってきている。



エ 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの学齢内訳は未就学児が19件、小学生が15件、中学生が5件、高校生が4件となっている。

今年度は昨年少なかった中高生の相談件数が増加。児童センターの利用は少ないが、メールや電話で発信してきている子どもが増えているのは、よい傾向だと思われる。

相談内容の内訳

子ども本人		大人	
親子・兄弟関係	5	子育て	13
友人関係	4	発達	6
子どもと教師	3	親子関係	5
不登校(いじめ)	2	不登校	3
学習進路	1	友だち関係	0
その他	0	その他	1
計	15	計	28

カ 相談対応

相談内容	対 応
全 般	どの相談に対しても、相談者の気持ちに寄り添いながら丁寧に傾聴し必要に応じて助言を行う対応を基本としている。また、状況を見つつ子どもにも保護者にも紙芝居等を利用して子どもの権利条例について説明したり、リーフレットやティッシュ等を渡して普及啓発の一助としている。
子育て相談	育児相談の延長線上にあるが、子どもの権利相談としては保護者の安定的な子どものかかわりを支援することにより、子どもの権利擁護につながっていくことを目指している。保護者の不安や協力者のいないストレスが少しでも軽減するように、肯定的な言葉がけと励ましを行い、さまざまな子育てサービスの情報提供を行うように努めてきた。発達に不安がある子どもについては、保育士や保健師と連携しながら、発達相談やセンター等を案内している。また、成長の経過を見守り、ゆっくりでも着実に成長していることを母とともに確認することで、母のメンタルが折れないように支援している。
人間関係	親子関係、友人関係、教師との関係等、人間関係についての相談については、信頼できる大人が身近にいるかを確認し、ケースによってはスクールカウンセラーや心の教室相談員等とつながることができるように相談機関の情報を提供してきた。今年は家庭内暴力や虐待などの相談もあったため、救済委員からの助言を受けて家庭児童相談員や他自治体との情報共有も行ってきた。
不登校(いじめ)	本年のケースは親からの SOS で、第三者委員会の設置に伴う対応を求めて来られたため、教育委員会と連携して対応した。その後のフォローは学校側に依頼しているが、権利相談窓口も案内している。
その他	コロナ禍特有の問題として、マスク着用ルールに関する相談があった。マイノリティーの子どもを育てる母は、当時の市の対応に納得がいかず今もひきずっていたので、母の訴えたい思いに寄り添いつつ傾聴した。

(3) 救済の申立て

令和4年度に救済申立てはなかった。

5. 広報・啓発活動(10周年事業として行ったものも含む)

イメージキャラクター「けんリーナ」のロゴ作成

クリアファイル作製(条文とロゴ入り)

教育委員会だより「つなぐ」(6月号)への記事掲載

イベント用けんリーナグッズの試作品作成(けんリーナのアイロンビーズ・プラ版)

きたひろ夏祭りでのブース出展(けんリーナグッズの工作提供)

10周年記念川柳・フォトコンテスト(7~8月)

10周年記念シンポジウム(11月)

図書館:子どもの権利関連図書特集展示(11月)

子どもの権利相談カードの配布(11月)

子どもの権利パネル展の開催(通年:学校巡回パネル展、11月:おめでとうパネル展)

子どもの権利ニュースNo.8(10周年記念号)、No.9の作成と配布

2023.3.30 現在のデータから抽出